

## 取引停止措置の概要

- 1 停止措置業者名  
所在地及び停止措置期間  
別紙のとおり
- 2 停止措置の範囲  
首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要  
(1)当該業者は、令和7年3月から同年7月までの期間、神奈川県内の民間工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、配置技術者を専任で置かなければならない工事において配置した主任技術者を、他の工事の主任技術者として兼務させた。このことが、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年12月15日、東京都知事より監督処分(指示)を受けた。  
(2)当該業者は、令和5年12月から令和7年5月までの間に神奈川県内で請け負った電気工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事の範囲を超えて、工事を請け負う契約を締結した。このことが、建設業法第28条第2項第2号に該当するとして、神奈川県知事より監督処分(指示)を受けた。
- 4 停止措置理由  
「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)  
別表第2第12号(建設業法違反行為)

### 〈競争参加停止措置準則別表第2〉

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 12 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

別紙

業者名	所在地	取引停止措置期間
(1)株式会社KIKUZAKI電気	東京都多摩市諏訪1丁目5番地の9	2026年3月2日～2026年4月1日(1か月)
(2)ReBORNGROUP株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目3番1号	